

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和3年7月27日(火) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1番 欠 席	2番 森田 誠	3番 三坂 登
4番 泓 純隆	5番 富永 政光	6番 迎 幸枝	7番 中山 久嗣
8番 江口 庄平	9番 出口 照雄	10番 山口 義範	11番 清心 由紀美
12番 俵坂 和則	13番 宮脇 喜八郎		

事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎 書記 前田 篤史 竹下 由紀子

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
 - (1)農地の合意解約について(農地法第18条第6項)
 - (2)農地改良等届出書について
5. 議事日程
 - (1)議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2)議案第13号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
 - (3)議案第14号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
 - (4)議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (5)議案第16号 農地のあっせん申出について
6. その他

事務局長	<p>ただいまから令和 3 年度 7 月期の東彼杵町農業委員会総会を開催させていただきます。本日、農業委員さんは 1 番の林田委員さんがご都合で欠席されております。推進委員さんにつきましては皆さん方出席です。</p>
議長	<p>(挨拶)</p> <p>議事録署名人の指名についてということで、本日は 3 番の三坂委員さんと 4 番の泓委員さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。続きまして報告事項 (1) 農地の合意解約についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項 (1) 農地の合意解約について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告いたします。4 ページから 5 ページに通知書を掲載しておりますが、一覧表で説明したいと思います。</p> <p>1 番の農地が彼杵宿郷、地目が畑、面積が 1,145 m²、基盤強化法での貸し借りで、平成 29 年から令和 9 年まで借りていらっしゃいましたが、借受者を後継者へ変更するためということで、今回合意解約をされております。</p> <p>2 番が彼杵宿郷、畑 3 筆、合計面積が 6,479 m²、茶畑です。農地法 3 条で貸し借りをされておりましたが、規模縮小を行うということで、この後の議案第 12 号で 3 条の貸し借りをしておりますけれども、新たに他の方に借受者を変更するというので、今回解約を出されております。</p> <p>3 番が中尾郷、地目が畑、面積が 244 m²、農地法 3 条での貸し借りで、合意解約の理由は、後継者の住宅用地へ転用するためということで、議案の第 15 条に 5 条の転用で今回議案を挙げております。一旦解約して所有権を移転するという事です。</p> <p>4 番が駄地郷、地目が畑、2 筆合計面積が 977 m²、基盤強化法での貸し借り、こちらも後継者が購入するためということで、議案の第 13 号で基盤強化法の所有権移転を出しております。</p>
議長	<p>事務局から説明がありましたように、1 番と 3 番は後継者に変更するためと転用するため、4 番は後任後継者が購入するためということで、2 番についても解約ですけれどもその後の方も見つかっているとのことで、特段問題はないかとおもわれますが、皆さん方から、なにかご意見等ありましたらお受けしますけれど、何もないでしょうか。ないようでしたら、このまま進めさせて頂きたいと思います。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。引続き報告事項 (2) の農地改良等届出書についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項 (2) 農地改良等届出書について、東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告します。</p>

	<p>7 ページから資料を付けておりますが、今回 4 件と多かったので、誓約書と隣接者の同意書の添付を省略させていただいております。基本的には皆さんもらっていただいておりますが、一部隣接者の同意がとれないという所もありましたが、現地確認等で特に支障はなさそうであるという判断をしております。赤木が 1 件、一ツ石が 3 件出ております。</p> <p>こちらが農地改良等を必要とする理由ですけれども、茶新植園の圃場整備のためとなっております。工事期間が令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、本人さんで工事をされるということで、工事完了後はお茶を 4 反作る予定です。全部で 7 筆ありまして、5,685 m²になっております。9 ページに図面を付けておりますけれども、図面だけではわかりにくいですが、9 ページの上段に黄色がついた図面がありますが、この斜線が入った所が低くなっております。右側の部分が高くなっております、赤い点線で囲ってある所まで盛土、切土をして、平にして傾斜をつけて緩くして作るという計画になっております。10 ページに写真もつけておりますが、今野菜を作られている圃場ですけれども、新植して作られる予定になっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。彼杵宿郷ですけれども、場所は赤木で私も担当になっております。場所につきましては、今日、現地調査を行っております。本日、当番ということで、7 番の中山委員と 9 番の出口委員ときていただいておりますので、何かありましたら一言お願いします。</p>
中山委員	<p>7 番中山です。今日、会長さん、事務局の皆さんと一緒に見て回りましたが、近藤さんの分は問題ないと思っております。</p>
議長	<p>9 番出口委員さん何かありますでしょうか。</p>
出口委員	<p>9 番出口です。別段ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今のところ特段何も問題ないということでありますけれども、皆様方からご質問、ご意見等ございましたらお受けしますけれども。ないようでしたらこのまま進めていただく、許可書を出すということによろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして、2 番の方お願いします。</p>
事務局	<p>すでに改良が終わっている圃場の届出になっております。土地の表示 3 筆書いてありますが、記入漏れであと 2 筆ありまして、内容からみたらこの 2 つも改良の対象だったと思いますので追記をしておいてください。全部合わせて合計面積が 5,698 m²です。工事期間が令和 3 年 3 月 1 日から令和 3 年 6 月 20 日までということになっております。</p>

	<p>す。工事完了後の作付計画は水稻、すでに生産中となっております。13 ページが図面になるのですが、赤の所が盛土をして、緑の所が切土をするというイメージで、これだけではわかりにくいと思ったので、14 のページの下段に Google Earth からとった着工前の状況をつけていますが、赤枠で囲まれた所、全部で十数枚に分かれている所が、最終的には今日、現地を見に行ったところ 2 枚になっておりました。2 反とちょっとずつの 2 枚ということでした。</p> <p>イメージとしては 13 ページの上段の図で、右上の方と左下の方で 2 枚に分かれるという感じで改良をされておりました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ここも現地調査をしております。まず地元委員の俵坂委員さん何かありましたらよろしくお願ひします。</p>
俵坂委員	<p>12 番俵坂です。今日、会長、事務局、当番委員の中山委員さん、出口委員さん一緒に立会をしました。田を植えても最後まで水がいかないというような所でしたが、基盤整備をするということで相談を受けましたので、早めに改良届を出すように伝えていましたが、出来上がってから出したということでした。ここは、元々 13 枚位あったそうです。それを基盤整備して 2 枚にして、きれいになっておまして、田植えも終わって順調に生育しておまして、別段問題はないと思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは本日、当番で回って頂きました 7 番の中山委員さん、お願ひします。</p>
中山委員	<p>7 番中山です。別段ございません。</p>
議長	<p>ありがとうございます。完成後の申請ということでしたが、とりあえず申請書を出して頂くということが大前提で、入口をやわらかくして、後々生産者がトラブルに巻き込まれない形がいいと思っておりますので、今後共よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、3 番を事務局お願ひします。</p>
事務局	<p>土地の表示は一ツ石郷、地目は畑、合計の面積は 1,391 m²になります。農地改良等を必要とする理由は茶畑の伐根により、今後は小豆・落花生等の露地野菜を栽培するためということで、すでにお茶自体は伐根されておりました。工事期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日まで、工事完了後の作付計画は、露地野菜を 5 a の予定となっております。16 ページ、17 ページですが、16 ページの航空写真は古いのでお茶が残っていますが、これはすでにないという状況です。17 ページの写真でわかりにくいですが、斜めに傾斜がついていたということで、その勾配をなくすために盛土を行う、最大 2m の盛土を行って、17 ページの上段のような圃場にするということで、計画を出されておられます。</p>

議長	ありがとうございました。ここも一ツ石地区ということで、12番の俵坂委員さんよろしくをお願いします。
俵坂委員	12番俵坂です。ここは以前、茶畑でありましたけれども、前の耕作者の方がやめられたので、伐根をして普通畑に改良をするということで、今工事をしておられますが、残土が足りないのです、もう少し時間がかかるという話でした。そういうことで、ここは問題なくいくのではないかと、私たちも目をかけながら行きたいと思っております。
議長	ありがとうございました。引続き当番で回って頂きました、中山委員さんと出口委員さん何かありませんか。
中山・出口委員	問題ありません。
議長	この後も最後に、全体について質問等ございましたら、お受けしますけれども、まずはこの件につきまして、皆さん方から質問等ないでしょうか。
山口推進委員	推進委員の山口です。参考のためにお伺いしたいのですが、今回、下の方は改良がほとんどなく、上の方のお茶の木を抜かれるということでの申請でしたが、他にも今までみかん等の果樹系を植えていたのを、普通の畑にするという時も改良届が必要になるのでしょうか。
事務局	私の認識ですけれども、盛土、切土が発生する場合は改良になると思いますので、今回も2m最大盛土があるということで、それに伴って改良届をいただいています。
事務局長	東彼杵町農業委員会農地改良届出取扱要綱というのが今年の4月1日に作られました、定義として農地改良とは、とあるのですが、2つあって農地改良とは、農業上の利用の改善を目的として、農地の所有者または耕作者が行う農地の盛土、または掘削等の行為をいう。それと第2項として、建設残土、産業廃棄物の投棄を目的とすること、採石法、砂利採取法等の他の法令の対象となる行為は、この要綱には該当しないこととする。ということで、事務局が言いましたように、盛土、掘削等行為がある場合に改良届出を、通常転用は転用ですので、ある土地をさわっている時に、あれは転用をしているのではないかとということではなくて、農地改良のための工事を行っていることを、公に示すためにこの要綱があり、今日ここで正式受理となったら、農地改良をしていますという立て札を圃場の前にたて、無断転用でもないし、農地の改良をしていますという意識付けのためにこの取扱要綱がありますので、よろしくをお願いします。付け加えて説明しますと、工事期間は原則6か月以内となっております。そして、受理日より1年以内に作付けを行うこととなっております。もし、作付けができない場合は、そういう届出書を農業委員会に提出しなければなりません。そして、工事の場合完了届の報告書もありますが、工事完了後ではなく、作付け後20日以内に、農地

	<p>改良完了届を提出しなければならないようになっていいます。農業委員会としては、工事が終わったのを確認するのではなくて、きちんと農業用に作物が作付けられているのを確認することをもって、改良届出という形になっております。農地改良届出については、6か月以内に工事を完了すること、作付けをした後に、完成完了届を出してもらうという形になっていいます。このあたりはわかりにくい所なので、そういう話があった場合には、その旨、施工される皆様方に伝えていただければと思います。もし計画変更が必要な場合は、工期の延長等が必要になりますので、その時はまた書類を提出して頂きます。</p>
山口推進委員	<p>何年前か前、基盤整備する時に何十cm以下だったら書類提出は必要ないとの話がでたと思うのですが、それで極端な高低差がなく、切土、盛土の必要がない改植の話だと思っただ、果樹園を畑にした時にも、必ず改良届出を出してもらわなければいけないのかの確認でした。</p>
事務局長	<p>改植だけで土地の形状が変わらない場合はありません。あくまでも切土、盛土、これは転用ではないかという時の場合、そういう時に必要ということで、何も土地の形状が変わらず、伐根して何かする時にはありませんので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>他にないでしょうか。ないようでしたら承認するという事でよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。引き続き4番目、お願ひします。</p>
事務局	<p>こちらにも改良済の案件です。場所が一つ石郷、地目が畑、面積が11,074㎡となっております。農地改良等を必要とする理由、茶畑改植のため、工事期間については去年の11月1日から12月31日まで、本人で工事をされております。工事完了後の作付けはお茶、1町1反ありますが、その内の5,500㎡の栽培となっております。20ページに図面をつけておりますが、赤枠が現況の圃場の形です。この地図の上の方が低くて、下にある圃場の方が高くなっております。元々、傾斜があった所を平にするのと、圃場の形を変えられているという改良の内容となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ここも一つ石ということで、12番の俵坂委員さんの方に説明をお願いしたいと思います。</p>
俵坂委員	<p>12番俵坂です。ここは3年位前に売買が行われた所ですけども、1年間は何もできないということで、去年から工事にかかれて、現在は畑2枚になって、改植も終わって、きれいに根付いております。写真に見られるように、下に広域農道がありますけれども、そこに災害等で被害がないようにということで、上の方に緩衝地帯を設け</p>

	<p>ております。今後は、良い茶園になっていくのではないかと考えております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。7番の中山委員さんと9番の出口委員さん、補足がありましたらお願いしたいと思います。</p>
中山委員	<p>7番中山です。赤粋の茶園の下の方にも茶園がありますが、これは災害防止ということで、茶園ではなくなっています。今、俵坂委員さんからも話がありましたように、良い畑になりそうな感じがしました。</p>
議長	<p>ありがとうございます。9番の出口委員さん何かありませんか。</p>
出口委員	<p>9番出口です。俵坂委員さんがおっしゃるとおり、周りもきれいにされているので、何の問題もないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今説明頂きましたけれども、この件に関しまして皆さん方からご質問等ありましたら、お受けいたしますけれども、 何もないということで、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは報告事項を終わらせて、議事の方に入りたいと思います。(1)議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について、ということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。2件ございます。</p> <p>1番が彼杵宿郷、畑、3筆の合計面積が6,479㎡、3筆、特に借受者としては問題ないかと考えております。</p> <p>2番が彼杵宿郷、いずれも田です。現在は休耕地となっております。6筆の合計面積が2,567㎡、3年での賃貸借です。こちら備考欄にも書いておりますが、新規参入者ということで、2,567㎡で1反以上の基準は満たしております。22ページ、23ページに図面をつけておりますけれども、1番目の件が茶畑です。23ページが農協の南側にある、現在保全管理地となっている田を、新規で借受られるという予定となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事務局から説明がありましたように、1番につきましては最初に合意解約がありました分を、借りられるということで、1番も2番も地域的には私の担当地区でございまして、問題ないかと考えております。</p> <p>2番につきましては、連絡がありまして、借りて作りたいということで話があったそうですので、その点についても問題ないかと考えております。</p>

	<p>この件につきまして、皆さん方からご質問、ご意見ありましたらお受けしますけれども何かないでしょうか。ないようでしたら、このまま進めて頂くということでもよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして(2)の議案第13号、農業経営基盤教科促進事業による権利設定についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の漏れがありまして、お配りしておりましたが、1枚紙で基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)という紙を1枚お配りしております。こちらが24ページの前にくる予定でした。先にこちらの方から説明をさせていただきます。</p> <p>基盤強化法による賃借権設定となっております。彼杵宿郷、畑、1,145㎡、賃貸借権、10年の貸し借りとなっております。解約の報告でありましたとおり、解約して、借受られる計画となっております。</p> <p>2番は権利の種別が所有権移転となっております。駄地郷、畑、合計面積が977㎡。こちらも解約で話をしたのですが、解約しまして、所有権移転を受けるという申請になっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。両方とも先程の解約の部分の農地ということですがけれども、私の担当でありまして、借りられていた所を、息子さんに変えられるということですので、特段問題ないかと思えますけれども、まずこれに関しまして許可ということでもよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは2番ですがけれども、担当地区の農業委員さんとか、推進委員さんが話を聞いておられることがあれば、補足して頂きたいと思えますけれども、特段何もないですか。特段何もないようでしたら、許可するというところでもよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして(3)番の議案第14号、農地中間管理事業による農地利用集積計画について、ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。1件ございます。</p>

<p>議長</p>	<p>菅無田郷、畑、茶畑です。面積が 8,999 m²、使用貸借となっております。こちらの農地については令和 3 年の 5 月まで同じく機構を通じて貸し借りをされていたのですが、今度は別の借受者に変えるということになっております。28 ページが図面です。結構広い圃場になっておりまして、2 枚に見えますが、西側の階段状の所と東側の 1 枚広い所が 1 筆の中に入っております。合わせて約 9 反となっております。</p> <p>ありがとうございました。今事務局から説明がありましたように、機構を通じて借りられるということで、地元の委員さんまたは他のかかわった委員さんいらっしゃいましたら、ご説明、補足等ありましたら、一言お願いしたいと思いますが、何もないですか。また、この件に関しまして何かご意見がありましたら、お受けしますけれども、何もないようでしたら許可するというので、よろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、このまま進めさせて頂きたいと思います。続きまして (4) 番の議案第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、ということで事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。2 件ございます。</p> <p>1 件目ですけれども、中尾郷、畑、244 m²。こちらも解約の時に話をしたのですが、住宅を建てられる予定ということで、5 条での転用を申請されております。資料を 30 ページから付けております。転用計画、(1) 転用の目的ということで、現在、申請地近くの実家に住んでいるが、手狭となり、両親も高齢となってきた為、父所有地を譲り受け住宅を建築し、実家近くで親を見守りながら永住したいということで (4) の転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要ということで、建築物が居宅 1 棟、100.2 m²、工作物が駐車場 2 台分ということで出されております。家庭雑排水は申請地西側公共下水管に接続しますということです。隣接農地がこちらだけあるということで、ご実家の所有地なので、特に支障はないと思うのですが、コンクリートブロック塀を設けることで、支障がでないようにされるということでした。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。この件に関しましても、本日現地調査を行っております。地元でもあられまして、本日当番でもあられます、中山委員さんの方から説明頂ければと思います。</p>
<p>中山委員</p>	<p>7 番中山です。息子さんが家を建てられるということで、随分前から計画をしておられたようでした。裏が工場になっておりまして、そこの石垣が少し小さいということで、擁壁をとの指導を受けられたとのことで、当初自分で出来るだろうとの話をされていましたが、業者の方にお問い合わせされて立派な擁壁ができておりました。</p>

	<p>それで今話がありました、随分前に売買がされていて、まだ名義変更ができていない、隣の方が管理されておりまして、そういういきさつがありまして、そこに塀を建てるという話をされておりました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元推進委員の福田推進委員さん、何かありましたらお願いいたします。</p>
福田推進委員	<p>何もありません。</p>
議長	<p>本日当番の出口委員さん何か補足がありますか。</p>
出口委員	<p>何もありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。詳しく 7 番の中山委員さんから説明がありましたけれども、この件に関しまして、皆様方からご質問等ありましたらお受けしますけれども、何かないでしょうか。周りには大きな農地とか、影響のするような農地とかないと思われまますので、問題ないかと思いますが、それでは許可相当としてよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。許可相当として、県の方に上達したいと思います。続きまして、2 番の方を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 件目です。許可を受けようとする土地の所在が、蔵本郷、現況畑、面積が 28 m²、利用状況については休耕地となっております。転用の目的が通路拡幅ということで、居宅敷地への通路拡幅ということで申請をされております。双方にブロック塀が建って、幅員自体は 2.9m 位あるので結構広いのですが、塀があることで圧迫感があるという状況で、転用の申請を出されております。37 ページの下の図です。左側が現状で、右側が改造後ということでだされておりますけれども、右側を 1.5m 広げて 1m のフェンスを建てられる予定ということで、道の広さは 4.4m 位になり、砂利を敷いて通路として使うという転用の申請となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件につきましても、本日現地確認を行っております。地元委員であります 2 番の森田委員さん、説明がありましたらよろしく申し上げます。</p>
森田委員	<p>2 番森田です。今日朝から、事務局、滝川委員、当番の中山委員、出口委員さんの出席のもとで、現地確認をしたわけですが、今のままでも車は入るのですが、バックで入れるのに他の人が入れにくいので、約 1m 近く幅を広げるということで、申請を出されたのですが、隣も空き地みたいになっておりますので、この件については問題な</p>

	<p>いと思いますが、道を広げるために、出入りが狭いとのことと、工事をする時に 1m 位広げて、出入りができるようにすればいいのではないかと、ということで確認をしてきました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元推進委員の滝川推進委員さん、何かありましたらお願いいたします。</p>
滝川推進委員	<p>推進委員の滝川です。分筆の売買ですので、お互い売主も納得しています。40 cm位盛り土があるそうです。その他には問題点はないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。本日当番で、7 番の中山委員さんと 9 番の出口委員さん、一緒に回ってもらいましたが、よろしくお願いします。</p>
中山委員	<p>中山です。森田委員の話にもありましたが、前の道も幅がありまして、私もこれなら入るのではないかと思いましたが、バックで入ったりするには難しいということだったようです。別に問題はありません。</p>
議長	<p>ありがとうございます。9 番の出口委員さん何かありませんか。</p>
出口委員	<p>9 番出口です。森田委員さんのおっしゃったとおり、何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。左側が農機具倉庫みたいになっていて、道を広げると狭くなるかと思いましたが、そこまで考えていらっしゃるようで、特段問題ないかと思ってきましたところでは、この件に関しまして皆様方からご意見、ご質問等ありましたらお受けしますけれども。</p> <p>何もないようでしたら、許可相当として認めてよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、許可相当として、県の方に上達したいと思います。続きまして、(5) 議案第 16 号、農地のあっせん申出について、ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地のあっせん申出について、標記の件について、下記のとおりあっせんの申出がありましたので、審議をお願いします。1 件ございます。</p> <p>太ノ浦郷、いずれも茶畑です。2 筆、面積が合計で 3,296 m²、希望としては貸し借りでも、譲渡でも良いので、無償でお願いします、とのことでした。あっせんの理由としては、管理ができず、近隣圃場に迷惑をかけてしまう、ということでした。こちらの件については、他の農地も含めて非農地にしてもらえないかとの話がありまして、</p>

	<p>昨年 B 判定をした所がけっこうありまして、こちらの方は非農地通知を発送しておりますけれども、こちらは 40 ページにありますとおり、かなり集団化した茶畑の一部ということで、非農地通知を出すには適さないということで、まずはあっせんをされてはどうでしょうかということで出されております。太ノ浦の方には相談をされたらしいのですが、なかなか受けてもらえなかったということで、ここもかなり荒れた状態になっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。あっせんが出ているということで、地域の方に相談したけれども、受け手がなかったというのは、何か条件が貸し手の方にあったとかそういうことではないですか。</p>
事務局	<p>そこまで何とも言われてなかったのですが、心当たり相談をということでしたが、断られたということでした。</p>
議長	<p>そういうことで、あっせん委員というのをたてまして、対応をしていかなければと思いますが、本来は近くに持っている人がよろしいでしょうが、そのあたりも含めたところで、あっせん委員を中山委員さん始め、</p> <p>(福田推進委員さんが説明があるとのこと)</p>
福田推進委員	<p>福田です。朝、中山委員さんが現地に行ってから回ってみて、太ノ浦の人に話をしたのですが、土地が三角になっていて畑にしてもちょっと使いづらい。心当たりの人に聞いてみましたが、今の畑だけでも荒らしそうなので、手が回らないということでした。今の状態ではなかなか難しいのではないかとのことでした。ソーラーでもはめればと私一人で思ったのですが。相談はしてみます。</p>
議長	<p>もう少し早い時期に、茶園がきれいにしている時だったらまだ良かったかもしれないですが、厳しい状況のあっせんですが、周りの方に話をしていただければと思います。</p>
中山委員	<p>場所が太ノ浦地区ではなくて、赤木地区ならこれ位の面積なら、借りる方もいるかもしれませんが、借りてもいいという方はいないのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>集団の茶園の真ん中なので、環境だけでもどうにか整えられる方法があれば良いのですが、これは周りの方にかなり迷惑かけていると思われます。</p>
福田推進委員	<p>売買する時に条件をよく考えないと、良い場所は売れて、条件が良くない場所は残っていくことになり、交渉を上手にしないと難しいです。</p>
議長	<p>農業委員会としましては、あっせん委員という形でやっていただきながら、横のつな</p>

	<p>がりをもって、話を伝えていければと思いますので、大変ですがよろしくお願ひします。</p>
<p>泓委員</p>	<p>4 番泓です。茶畑でも田でも同じですけど、あっせん人を通してなかなかみつからないので、広報誌等に載せられないのでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>広報誌よりもホームページになります。ホームページに「あっせんの土地があります」との記載を広報誌に載せて、ホームページが見られない方は、役場に直接問い合わせをしていただくような段取りになると思います。</p> <p>ちなみに、この土地が誰もいなかったら B 判定となりますが、こういう場所なので、B 判定は農地ではないけれども、農振農用地に準じて管理をしなければならない、との規制がかかり、勝手に倉庫等を建てたりとかが出来ない土地になります。ですので、このような所は、農地のままで完了することになるので、非常に難しいと思います。これからこのような所がたくさん出てくるようなので、農振農用地の考え方から考え直していかなければならないかと思っております。もしあっせんが不通になった場合は、あっせんを打ち切りますとの通知を、本人宛に出すこととなります。出来る限りそうならないように、進めて頂ければと考えています。広報誌の件については、あっせんの土地と場所を、窓口やホームページで見られるようにしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>発信する簡単な方法があればいいのですが、そういうことも勉強しながらやっていきたいと思ひます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地法 3 条で農地を取得できる方ですが、今日、新規就農者がいらっしやいましたが、東彼杵町の場合は今、農地を持たなくても 1 反から取得できます。利用権の設定や購入したりすることができます。特例の基準というのを設定してしまひて、通常、都道府県の場合は 5 反以上でないと農地を取得できないとなっているのですが、長崎県の自治体もまちまちで、東彼杵町の場合は中山間地域で広い土地もないので、新規就農者の場合は 1 反、新規就農でない場合は 2 反から、すでに土地を持っている場合は合計で 2 反以上になるように取得しなければなりません。</p> <p>今から町内の農地が荒れかけてくる所があると思われますが、新規で農地を取得したいという方がいらっしやいましたら、1 反あれば農地を取得できるということを周知していただければ、何とか荒地が減少していくかと思ひますので、これについてもよろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>今までのところで質問等ありましたらお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ないようでしたら、これで 7 月期の農業委員会総会の議事につきましては終了したいと思ひます。</p>